

令和8年第1回（1月）臨時会

# 東伊豆町議会同議録

令和8年 1月16日 開会

令和8年 1月16日 閉会

東伊豆町議会

## 令和8年第1回東伊豆町議会臨時会会議録目次

### 第1号（1月16日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○町長挨拶	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○発議第1号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	5
○発議第2号 ごみ堆肥化事業に関する特別委員会の設置について	7
○議案第1号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	8
○議案第2号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	10
○議案第3号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）	12
○議案第4号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	20
○議案第5号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）	22
○議案第6号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）	24
○閉会の宣告	26
○署名議員	27

## 令和8年第1回東伊豆町議会臨時会会議録

### 議事日程（第1号）

令和8年1月16日（金）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 発議第1号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 発議第2号 ごみ堆肥化事業に関する特別委員会の設置について
- 日程第 5 議案第1号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第2号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第3号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 8 議案第4号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 9 議案第5号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第6号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）

---

### 出席議員（12名）

1番	山田 豪彦 君	2番	鈴木 伸和 君
3番	楠山 節雄 君	5番	笠井 政明 君
6番	稲葉 義仁 君	7番	栗原 京子 君
8番	西塚 孝男 君	10番	須佐 衛 君
11番	村木 脩 君	12番	内山 慎一 君
13番	定居 利子 君	14番	山田 直志 君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 岩井 茂樹 君 副町長 鈴木 嘉久 君

教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	福 岡 俊 裕 君
企画調整課長	太 田 正 浩 君	住民福祉課長	鈴 木 貞 雄 君
健康づくり課長	中 山 和 彦 君	健康づくり課参事	柴 田 美保子 君
観光産業課長	梅 原 巧 君	建設整備課長	村 上 則 将 君
防 災 課 長	加 藤 宏 司 君	教育委員会事務局 局長	齋 藤 和 也 君
水 道 課 長	中 田 光 昭 君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村 木 善 幸 君	書 記	相 馬 奨 君
--------	-----------	-----	---------

---

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（栗原京子君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和8年東伊豆町議会第1回臨時会は成立しましたので、開会します。

---

◎町長挨拶

○議長（栗原京子君） 町長より挨拶をいたします。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 皆様、おはようございます。

令和8年議会第1回臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私共に御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長引く物価高騰の影響により、町民生活における負担は、依然として厳しい状況が続いております。こうした中、国においては令和7年度補正予算が成立し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されることとなりました。

本町におきましては、食料品特別加算分を含めた奨励事業メニュー分として、総額1億6,343万2,000円の交付が受けられる見込みであり、これを活用し、生活者支援を中心とした各種施策について、補正予算による措置を講じてまいりたいと考えております。

その先行事業として、現在取り組んでおりますプレミアム商品券発行事業につきましては、プレミアム率をさらに高めることで、食料品等の物価高騰対策を一層推進するとともに、医療、介護費用の負担が増加している後期高齢者の皆様に対して給付金を支給し、生活者の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

また、令和7年の人事院勧告を受け、昨年12月には国家公務員の給与法改正が成立いたしました。これを踏まえ、本町におきましても国の制度に準じた給与条例等の改正を行い、適切な対応を図ってまいります所存であります。

本臨時会において御審議をお願い申し上げます案件は、条例改正2件並びに4会計にわたる補正予算でございます。議員各位におかれましては、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、国会の動向を踏まえ、今後想定されます衆議院議員選挙等に要する経費につきましては、専決処分による対応を予定しておりますので、あらかじめ御承知おきいただきますようお願い申し上げます。

結びになりますが、小寒から大寒へと移り変わる折、寒さが一段と厳しさを増してまいりました。町民の皆様並びに議員各位におかれましては、くれぐれも健康に御留意いただき、ますます御健勝で御活躍されますことを心より御祈念申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（栗原京子君） これより直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（栗原京子君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い議事を進めます。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（栗原京子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において10番、須佐議員、11番、村木議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（栗原京子君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

---

◎日程第3 発議第1号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例について

○議長（栗原京子君） 日程第3 発議第1号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） それでは、発議第1号について説明させていただきます。

発議第1号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和8年1月16日提出。

東伊豆町議会議長 栗原京子様。

提出者 東伊豆町議会議員 稲葉義仁。

賛成者 東伊豆町議会議員 山田豪彦、鈴木伸和、笠井政明、西塚孝男、須佐 衛、村木脩、内山慎一、定居利子、山田直志。

今回の改正は、人事院勧告に準じ、議員の期末手当の支給率の引上げを行うためのものがあります。

また、令和7年3月18日の東伊豆町特別職報酬等審議会において、町議会の議員報酬の額については、平成15年4月、当時の議員報酬21万円から20%引き下げられ、その後、現行の議員報酬16万8,000円から見直しが行われていない。近隣の市町の中でも特に低い水準にあり、結果として令和6年度における当町の議員報酬は、近隣市町の中では南伊豆町と並び最も低い水準となっており、少なくとも物価上昇分について報酬等額を引き上げなければ、減額と同義になるとの審議結果を受け、令和8年度から報酬を引き上げるため、条例の一部を改正するものです。

新旧対照表の第1条関係を御覧ください。

改正分の第1条関係の改正内容となります。

第4条第2項の下線部分の「100分の180」を「6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には100分の185」に改め、12月の支給率を「100分の5」引き上げるものです。

新旧対照表の第2条関係を御覧ください。

改正分の第2条関係の改正内容となります。

第2条中「24万円」を「30万円」に、「18万4,000円」を「23万円」に、「17万8,000円」を「22万3,000円」に、「16万8,000円」を「21万円」に改め、議員の報酬を増額することを図るものです。

また、第4条第2項の下線部分の「6月に支給する場合には100分の180、12月に支給する場合には100分の185」を「100分の182.5」に改め、議員の期末手当の支給率について平準化を図るものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用します。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行します。

なお、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(発言する人なし)

○議長(栗原京子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、発議第1号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 発議第2号 ごみ堆肥化事業に関する特別委員会の設置について

○議長(栗原京子君) 日程第4 発議第2号 ごみ堆肥化事業に関する特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

14番、山田議員。

(14番 山田直志君登壇)

○14番(山田直志君) 発議第2号 ごみ堆肥化事業に関する特別委員会の設置について、朗読をもちまして提案理由の説明とさせていただきます。

発議第2号 ごみ堆肥化事業に関する特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第4項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和8年1月16日提出。

東伊豆町議会議長 栗原京子様。

提出者 東伊豆町議会議員 山田直志。

賛成者 東伊豆町議会議員 西塚孝男。

提案理由であります。ごみ堆肥化事業は令和7年7月から稼働していない。事業の点検と見直しを行う必要があるためでございます。別紙をお開きください。

ごみ堆肥化事業に関する特別委員会の設置に関する決議。

下記のとおり、ごみ対策事業業務委託に関する事務調査特別委員会を設置するものとする。

記。

- 1、名称 ごみ堆肥化事業に関する特別委員会。
- 2、設置の根拠 地方自治法第109条第4項及び東伊豆町議会委員会条例第5条第1項。
- 3、目的 ごみ堆肥化事業に関する調査。
- 4、委員の定数 8名。

でございます。及び別表に名簿等をつけてございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、発議第2号 ごみ堆肥化事業に関する特別委員会の設置についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されましたごみ堆肥化事業に関する特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、ごみ堆肥化事業に関する特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり、選任することに決定しました。

---

◎日程第5 議案第1号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例  
の一部を改正する条例について

○議長（栗原京子君） 日程第5 議案第1号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に

関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第1号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

主な改正内容につきましては、職員の人事院勧告による職員期末勤勉手当率改正に準拠した常勤特別職の期末手当支給率並びに給料額の引上げとなります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(栗原京子君) 総務課長。

(総務課長 福岡俊裕君登壇)

○総務課長(福岡俊裕君) ただいま提案されました議案第1号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について、お手元の議案第1号資料により御説明いたします。

恐れ入りますが、資料を御覧ください。

まず、第1条①期末手当の引上げについてですが、令和7年度人事院勧告に伴い、職員の期末勤勉手当支給率を0.05月引き上げ、年間4.65月とする改正に準拠し、町長、副町長及び教育長の期末手当支給率を0.05月分引き上げ、職員の年間支給分に合わせる内容でございます。

令和7年12月期末手当を0.05月分引き上げて、2.3月分を2.35月分といたします。これにより6月支給済みの2.3月分と合わせ、年間支給率は4.65月となります。

なお、12月期末手当は12月10日に従来の2.3月分を支払い済みですので、残りの0.05月分を差額支給いたします。

以上、第1条の改正分につきましては、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用します。

次に、第2条②特別職の報酬額を引き上げる内容です。

特別職の給料等は、平成15年以降、2度にわたる引下げを経た後、リーマンショック、平成23年度の東日本大震災の影響による町内景気の停滞を踏まえ、据置きが続いておりました。その後、景気が回復したもののコロナウイルス蔓延による経済の冷え込みを受け、

しばらく見直しが行われておりませんでした。

令和7年3月18日開催の東伊豆町特別職報酬等審議会において、近年の人事院勧告による給料額の引上げにより、特別職の給料も引き上げることが妥当であるとの結論を受け、令和8年度より特別職の給料を引き上げるものであります。町長につきましては、60万9,000円を67万5,000円に、副町長につきましては、52万2,000円を57万9,000円に、教育長につきましては、46万2,000円を51万3,000円にそれぞれ引き上げます。

次に、③期末手当の平準化ですが、第1条で改正しました期末手当支給率4.65月を平準化し、6月、12月ともに2.325月ずつとする改正でございます。この第2条は令和8年4月1日から施行します。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第1号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第2号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
について

○議長（栗原京子君） 日程第6 議案第2号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第2号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

主な改正内容につきましては、人事院勧告により民間の支給割合との均衡を図り、令和7年度給料表水準及び職員の期末勤勉手当率の引上げ、また職員の通勤手当基礎額及び宿日直手当の改正となっております。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(栗原京子君) 総務課長。

(総務課長 福岡俊裕君登壇)

○総務課長(福岡俊裕君) ただいま提案されました議案第2号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お手元の議案第2号資料により御説明いたします。

恐れ入りますが、資料を御覧ください。

令和7年8月7日に国家公務員給与に対する人事院勧告がなされ、同年12月16日に国家公務員の給与法改正が成立したため、これに準拠し、当町の給与条例を改正します。お手数ですが、資料の①通勤手当基礎額の改正を御覧ください。

こちらは通勤手当基礎額を改正する内容でございます。片道10キロメートル以上を対象とし、200円から7,100円増額いたします。詳細は次ページの参考資料を御覧ください。

次に、②宿日直手当の改正ですが、これまで1回当たり4,400円であった宿日直手当を4,700円に増額する内容です。

次に、③期末勤勉手当支給分の引上げですが、職員の期末勤勉手当について人事院勧告で示された期末勤勉手当の支給率を、民間の支給状況である年間4.65月に見合うよう、12月期末手当率を現行1.25月から1.275月に、勤勉手当率を現行1.05月の支給率を1.075月にそれぞれ0.025月ずつ引き上げる内容です。これにより期末勤勉手当の年間支給率を4.65月とします。既に、6月、12月、それぞれの期末勤勉手当は従来の2.3月で支払い済みですので、差額の0.05月分を追加支給いたします。

次に、④給与表水準の引上げですが、行政職給料表第一表及び第二表を改正します。民間給与との格差を解消するため、令和7年度における給料表の水準を引き上げる内容です。こ

の改正により月額で大卒初任給は1万2,000円、5.5%の増、高卒初任給は1万2,300円、6.5%の増となります。

以上、改正は公布の日から施行し、令和7年4月1日より遡及適用します。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第2号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第3号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）

○議長（栗原京子君） 日程第7 議案第3号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第3号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1億7,611万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を74億9,323万4,000円とするものであります。

まず、歳入の主な内容ですが、令和7年度国の補正予算成立に伴う普通交付税及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付が行われたため、それぞれ増額しております。

次に、歳出の主な内容ですが、国から交付された地方創生臨時交付金を活用し、プレミアム率100%のプレミアム商品券発行事業や、75歳以上の町民1人に対して1万5,000円を支給する後期高齢者給付金給付事業を実施いたします。

また、人事異動に伴う職員の給与等の調整や人事院勧告に伴う給与、通勤手当等の増額を行います。今回の補正予算で発生した余剰財源については、財政調整基金への組み戻しを行い、基金からの繰入金を減額いたします。また、歳入歳出予算の補正とは別に、繰越明許費の補正をしております。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

（総務課長 福岡俊裕君登壇）

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第3号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）について、内容を御説明いたします。

令和7年度東伊豆町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,611万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億9,323万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費の補正。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費補正によります。

恐れ入りますが、6ページ、7ページを御覧ください。

2、歳入について御説明いたします。

11款1項1目地方交付税、補正前の額に1億4,820万8,000円を追加し、18億1,897万4,000円といたします。

1節地方交付税、細節1普通交付税1億4,820万8,000円の増は、令和7年度国の補正予算の成立により地方交付税の再算定が行われた結果、追加交付となったため、その交付決定に

基づく予算の措置で増額でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目総務費国庫補助金、補正前の額に1億6,344万6,000円を追加し、5億4,763万3,000円といたします。

1節総務費補助金、細節7物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億6,343万2,000円の増は、国の補正予算成立に伴い、各地方自治体に対し交付された物価高騰対策に資するための国からの臨時交付金でございます。

19款繰入金、3項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正前の額から1億3,553万9,000円を減額し、5,520万円といたします。

1節細節1財政調整基金繰入金1億3,553万9,000円の減は、今回の補正予算における財源余剰額を財政調整基金に組み戻すものでございます。なお、補正後の基金の残高は19億9,339万円となります。

8ページ、9ページをお開きください。

次に、3、歳出について御説明いたします。

今回の補正予算では、職員の人事異動に関わる人件費の調整や人事院勧告に基づく職員給与、通勤手当等の増額を行っております。なお、これらの要因を含めまして、人件費に係る予算の補正額は合計で423万5,000円の増となります。

続きまして、人件費以外の主な歳出の説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、17目財政調整基金、補正前の額に1,488万5,000円を追加し、2億6,187万8,000円といたします。

事業コード1財政調整基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金1,488万5,000円の増は、再算定で追加交付された普通交付税のうち当該金額を翌年度以降の臨時財政対策債の償還財源に充てるよう国から指示をされているため、7年度の経費に使うことなく一旦財政調整基金へ積み立てるものでございます。

14ページ、15ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、9目物価高騰対策事業費（民生費）、補正前の額に5,785万7,000円を追加し、1億4,325万9,000円といたします。

事業コード2後期高齢者給付金給付事業、12節委託料、細節1給付金給付事務事業委託料835万7,000円の増及び18節負担金補助及び交付金、細節1物価高騰対策給付金（後期高齢者）4,950万円の増は、国から交付された臨時交付金を活用した事業で、75歳以上の町民1人当たり1万5,000円を支給するための事務費及び給付金の予算を計上しております。

20ページ、21ページを御覧願います。

6款1項商工費、2目商工振興費、補正前の額に8,827万4,000円を追加し、1億5,187万9,000円といたします。

事業コード1商工振興事業、12節委託料、細節2プレミアム商品券発行事業業務委託料8,827万4,000円の増は、国から交付された臨時交付金を活用した事業で、町内の店舗で使用できるプレミアム率100%の商品券の発行及び事業運営に係る事業費を、プレミアム経費分を含めて委託料として計上しております。

恐れ入りますが、3ページへお戻りください。

第2表 繰越明許費の補正であります。後期高齢者給付金給付事業及び商工振興事業を追加いたします。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入歳出の補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額73億1,711万9,000円に1億7,611万5,000円を追加いたしまして、74億9,323万4,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額73億1,711万9,000円に1億7,611万5,000円を追加いたしまして、74億9,323万4,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が1億6,344万6,000円の増、一般財源を1,266万9,000円といたします。

なお、先日開催されました議会全員協議会において、インバウンド等対策事業補助金の補正予算を計上する旨の説明をさせていただきましたが、協議会終了後、当局において事業の再検討をした結果、今回の補正予算での計上は見送ることとなりましたので、報告をさせていただきます。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 目玉の15ページの後期高齢者給付事業の点でまず伺っておきますが、この事業の支給基準日というのはどこに設定をされているかという問題と、後期高齢者ということで病院や介護施設等に入っていらっしゃる方もいらっしゃるのか、こういう中で納付

の案内等についてはどういう配慮を検討されているのか。また予算の事業執行についてのスケジュールを、まず、給付事業で教えていただきたいと思います。

21ページのプレミアム商品券の問題なんですけれども、議会でも再三取り上げてきたように、いろいろプレミアム率や等々、改善されているというふうに理解をしておりますけれども、この問題と、経費の中でも事務費というのは幾らぐらいを見込んでいるのかという問題と、このプレミアム商品券の事業議決後、どのようなスケジュールで町民の皆さんにお知らせがされていくのか、このスケジュールについてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（栗原京子君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） ただいまの山田議員の御質問ですが、まず、この給付金の基準日になりますけれども、基準日は令和8年3月31日を予定というか設定をしております。

事務の進め方ですが、本年度、令和7年度中に、まず、要項を制定したりですとか、あと、対象者の抽出、それから今回、この事務についてはアウトソーシングで行う方法を想定しておりますので、その業者選定の事務を年度内に行うという計画をしております。

それで、実際の給付につきましては4月からスタートして、各対象者の方に通知を送って口座の申出をしていただくという形になります。順次提出していただいた方に給付を行うという方法を想定しております。施設ですとか病院に入院されている方への対応ですけれども、まずは通知を送ってみて、その返戻状況に応じて、きめ細かな対応を取っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） まずはプレミアム商品券の事務費ですけれども、プレミアム商品券分が9,000万円を予定しておりますので、残りの673万円ほどが事務費となります。こちらについては、券の印刷代ですとかそういうものも全て含まれた形となりますので、御理解いただければと思います。

スケジュールなんですけれども、今、商工会と詰めてはおりますが、今のところ、年度内、なるべく早いうちに販売をもう開始したいということで、すぐスタートできる体制を整えてくださいとお願いをしております。購入できる時期なんですけれども、先ほどの後期高齢者への支給のお金で買っていただきたいという意向もございますので、最短でも6月末までは買えるようにという見込みを考えております。ですけれども、その支給の具合によってはその辺の調整がまた必要かなと思うんですけれども、またその辺はしっかり詰めていきたい

とっております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） まずは、高齢者の給付金の問題なんですけれども、アウトソーシングという形を取って、事務費、委託料に835万7,000円という形の経費計上をしてあるわけです。それをするのに、4月からの受付というふうに時間がかかるというのは、何か問題があるんでしょうか。今、商工会側に事業委託をするプレミアム商品券なんかの場合は、申込みもあるんだけど、お金の換金なんかの手続があるのに、こちらのほうは600万円で事務費が済んでいる。給付というものでいけば、申請してもらって、口座に対してお金を振り込むというこれだけの作業で、明らかに業務量としては、プレミアムのほうが手間がかかる事業になっているんじゃないかと思うんですけれども、この辺、お金がかかっているのに給付時期がこんなにかかってしまうという問題というのはどこにあるんでしょうか。

○議長（栗原京子君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） ただいまの山田議員の御質問ですが、まず業者選定につきましても審査委員会、業者をどこにするのか、審査委員会を町内で開催して、そこから始めるということもございます。ですので、このぐらいの期間を要するというふうに思います。

それから、今、経費の関係ですけれども、給付について、その発送とか受領とかそういう事務だけではなくて、実際こういう給付金を行うと、問合せというのが毎回非常に多く寄せられます。コールセンターというのもアウトソーシングの業者委託に含めて、それらの対応も全てやっていただくということで、合計でこの金額になっております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 役場の職員の皆さんも減っているから、役場で対応するというのはなかなか難しいという状況は分かるんですけれども、明らかに何かプレミアム商品券の場合では6,000世帯を対象にして、お金の換金も必要になるという事業ですよ。この後期高齢者の給付金について言えば、二千数百人の方に、言えば申請してもらって、お金を振り込むだけという形で、業務量も明らかに違いがあるんじゃないか。なのに、時間もかかって、お金もかかっているということについては、本当にいいんでしょうかね。

最近、ちまたのあれで、過疎ビジネスなんていう本が発行されていて、やっぱり、こういう人手不足の自治体に食い込んで商売をしているというようなことの実態もあるわけ

なんですけれども、何か本当にお金をかけてやらなきゃならない、これだけの事務費をかかってやるにしても、非常にスピード感がない事業になっているんじゃないかなという感じを持ってますけれども、町長なり、財政当局なりがどういう見方をされていますか。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいまの御質問ですが、まず、現在職員が大分減ってきているという問題がございます。こちらにつきましては、国からの交付金ということもございますので、確実に処理をしていくという考え方の下、外部発注できるものについては外部への委託を考えていくという考え方で進めていく内容となっております。

あと、時期的なものについては、決まり次第、速やかに進めていくことになると思うんですが、どうしても、先ほど住民福祉課長が申し上げたような業者選定等の処理も必要になってこようかと思っておりますので、そのあたりについては御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

スピード感というところについては、確かに御指摘のところはあろうかと思えます。ただ、今現状の予定ということなので、可能な限りスピード感を増してやっていければと思っておりますが、こればかりは具体的にこれから考えていく中で決まってくるものだと思っておりますが、なるべく早いタイミングということを入れてやっていきたいと思っております。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） プレミアムの関係で、公平性の観点で町長の考え方をお伺いしたいと思うんですけれども、極端なことを言うと、1人1世帯の世帯だとか独り世帯、10人の世帯だとか、こんな方たちが3冊までしか買えないんですよね。1人の方でも3冊、10人の家庭でも3冊、こういうことを考えると、すごいなんか不公平感があるなということで、前々からもそういう声も上がっていると思うんですけれども、例えば、例ですけれども、1人、2人の世帯は現行の1世帯3冊まで、3人から5人まではさらに1冊プラスをすることができる、6人以上の世帯についてはさらに1冊プラスができるという、そういう公平性の観点からの対応というのはできないんでしょうか。たしか事務長もそういうことを調べたりするのにかかってくると思うんですけれども、公平という観点から町長の考え方がもしあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、具体的な現場サイドの話をちょっと伺ってから私の考えを述べたいと思いますので、担当課長からまず答弁させていただきます。

○議長（栗原京子君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） 世帯にするか、個人にするかというお話なんですけれども、こちらについても検討してきたということはございますが、どちらが不公平かというのはなかなか難しい問題でして、個人とすると、やっぱり余裕のある方のほうが買えるんじゃないかという意見もありまして、世帯で、例えば10人いて10人買えるところと、10人いてもそこまで買えないところと、いろいろ出てくるという可能性もあるかなということで、今のところは、うちの町は世帯が住民に対して多い町というのも見えてきていますので、世帯単位でやらせていただいているということになっております。どちらが公平、不公平かという議論が、なかなか結論が出ないところでございますので、今のところは世帯でやらせていただいているという形です。

以上です。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今、担当課長からお話をさせていただいたところ、これまでもいろいろ検討はしていただいているというふうには報告を受けております。その中で、世帯ということで、当町は世帯数が比較的多いということで、そこに中心軸を置いたということでありまして、この手のプレミアム商品券とか町民の皆様になるべくバランスよく、そして公平感を持ってお渡しをするというのはとても重要なことではありますが、全くイーブンというのはなかなか条件的には難しく、その中でプレミアム率を100%にしたということ、総額が上がっているということの中で、何とか吸収していただけるとありがたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） 公平性の観点からすると、さっき私が例で挙げたようなやり方のほうが、1人当たりのこういう恩恵を被る金額というのはバランスよくなってくるんじゃないかなというふうに思うんですね。ぜひ、その辺は検討していただきたいんですけども、あと、課長から前に、一応全世界帯を対象に予算措置はしているんですけども、全世界帯がまさかここに申込みがされるわけじゃない。残ったものについてはというお話の中で、再度抽選みたい

なことというのを考えるということですので、そういうものを、今、私が提案したようなこともちょっと含めて、検討していただければありがたいなと思いますけれども、どうでしょう。

○議長（栗原京子君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） 全世帯が一遍に全部消化できるという形がもちろんないと思われしますので、残りが出た場合の対応につきましても今後、検討しながら、実施中に変わっていく部分あるかもしれませんので、その辺は対応できることからしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第3号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第4号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（栗原京子君） 日程第8 議案第4号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第4号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は既定の歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億7,777万5,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、人事院勧告に伴う不足額を計上し、財源調整として国民健康保険事業基金積立金の予算額を減額いたします。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 健康づくり課長。

（健康づくり課長 中山和彦君登壇）

○健康づくり課長（中山和彦君） ただいま提案されました議案第4号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、概要を説明させていただきます。

令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,777万5,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、4ページ、5ページをお開きください。

歳出の内容について説明いたします。

6款保健事業費、2項1目特定健康診査等事業費、補正前の金額に24万6,000円を追加し、2,680万1,000円といたします。

1節報酬、細節1会計年度任用職員報酬24万6,000円の増は、人事院勧告に伴い不足額が見込まれるため、必要額を計上するものです。

7款1項基金積立金、1目国民健康保険事業基金積立金、補正前の金額から24万6,000円を減額し、1,446万円といたします。

24節積立金、細節1国民健康保険事業基金積立金24万6,000円の減は、財源調整により基金積立金を減額するものです。

恐れ入りますが、1ページ、2ページへお戻りください。

今回の補正は、第1表 歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出予算の総額は補正による増減はなく、補正前と同額の17億7,777万5,000円となっております。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第4号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第5号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（栗原京子君） 日程第9 議案第5号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第5号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に53万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億8,041万9,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入は歳出増額に伴う法定繰入分を計上します。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う不足見込額を計上します。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 健康づくり課長。

（健康づくり課長 中山和彦君登壇）

○健康づくり課長（中山和彦君） ただいま提案されました議案第5号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、概要を説明させていただきます。

令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,041万9,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内容について説明いたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業、補正前の金額に20万4,000円を追加し、1,428万3,000円といたします。

1節前年度分交付金、細節1地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業20万4,000円の増は、歳出における地域支援事業費の増に伴う法定繰入分として増額するものです。

7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護保険給付費準備基金繰入金、補正前の金額に12万2,000円を追加し、1,881万7,000円といたします。

1節細節1介護保険給付費準備基金繰入金12万2,000円の増は、財源調整とし準備基金繰入金に計上するものです。

恐れ入りますが、7ページ、8ページへお開きください。

次に、歳出の内容について説明いたします。

5款地域支援事業費、3項包括的支援事業費、1目総合相談権利擁護事業費、補正前の金額に36万3,000円を追加し、1,918万1,000円といたします。

2節給料、細節1職員給23万3,000円の増は、人事院勧告に伴い不足額が見込まれるため、

必要額を計上するものです。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書にただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額14億7,988万9,000円に53万円を追加いたしまして、14億8,041万9,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額14億7,988万9,000円に53万円を追加いたしまして、14億8,041万9,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、国・県支出金で30万6,000円、一般財源で22万4,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第5号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第6号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（栗原京子君） 日程第10 議案第6号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第6号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第4号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的支出の既決予定額に274万4,000円を追加し、総額を4億5,133万8,000円とするものであります。主な補正内容といたしましては、人事院勧告に伴う給与費関係の増額となっております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(栗原京子君) 水道課長。

(水道課長 中田光昭君登壇)

○水道課長(中田光昭君) ただいま提案されました議案第6号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第4号)について、概要を説明させていただきます。

総則、第1条、令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第4号)は次に定めるところによります。

収益的支出の補正。

第2条、令和7年度東伊豆町水道事業会計予算(以下、予算という)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出。

第1款、水道事業費用、既決予定額4億4,859万4,000円に274万4,000円を追加し、4億5,133万8,000円といたします。第1項営業費用、既決予定額4億249万円に274万4,000円を追加し、4億4,523万4,000円といたします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めます。

第1号、職員給与費、既決予定額9,120万8,000円に274万4,000円を追加し、9,395万2,000円といたします。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお開きください。

参考資料により主な補正内容を説明させていただきます。

収益的収入及び支出についてですが、支出、1款水道事業費用、1項営業費用、1目県水及び浄水費、1節給料52万円、2節手当45万8,000円、2目配水及び給水費、1節給料38万

5,000円、2節手当31万8,000円、5目総係費、1節給料51万8,000円、2節手当33万4,000円につきましては、人事院勧告に伴う給与費関係の調整や時間外手当を増額させていただいた内容であります。

なお、9ページに給料明細表を添付してございますので、御参照ください。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第6号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（栗原京子君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和8年東伊豆町議会第1回臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_